

綾瀬市学校給食費会計経理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）において実施する給食に係る学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費であつて、綾瀬市教育委員会が令和5年3月31日までの間に保護者の負担すべき経費として決定したものをいう。以下同じ。）の処理を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費会計の設置)

第2条 学校給食費の経理を行うために給食センターに学校給食費会計を設置する。

(事務処理の基本)

第3条 学校給食費の経理事務の処理は、この要綱に定めるもののほか、綾瀬市の公金の取扱いに準じて適正かつ効率的に行わなければならない。

(会計年度)

第4条 学校給食費会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経理科目)

第5条 学校給食費会計の収入及び支出の経理科目は、次のとおりとする。

(1) 収入

- ア 学校給食費
- イ 繰越金
- ウ 雑収入

(2) 支出

- ア 主食代
- イ 牛乳代
- ウ 副食代
- エ 諸支出金

(経理事務)

第6条 学校給食費会計の経理事務は、学校給食主管課長が所掌するものとする。

(指定金融機関の指定)

第7条 学校給食主管課長は、綾瀬市学校給食検討委員会（綾瀬市附属機関の設置に

関する条例（昭和５３年綾瀬町条例第１３号）別表に規定する綾瀬市学校給食検討委員会。以下「委員会」という。）に諮った上、学校給食費の預貯金その他の取扱いを行う金融機関を指定する。

（学校給食費の徴収及び納入）

第８条 学校給食費は、給食を受ける児童生徒の保護者等（以下「保護者」という。）から徴収する。

２ 学校給食費は、納入通知書により徴収する。

（学校給食費の納入期限）

第９条 学校給食費の納入日は、口座振替にあつては原則として毎月５日とし、口座振替以外の納入日については別に定める。

（出納簿の記帳）

第１０条 学校給食主管課長は、第８条の規定により現金を受領したときは、速やかに出納簿に記帳しなければならない。

（監査員）

第１１条 学校給食費会計の監査を行うため、委員会委員から監査員２名を選任する。

２ 監査員は、給食センターから給食の配給を受ける学校の校長及び保護者の代表者から１名ずつ選任する。

３ 監査員は、学校給食費の経理について定期及び臨時に監査を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

（決算）

第１２条 学校給食主管課長は、会計年度が終了したときは、速やかに決算を行い、監査員の監査を受けた後、運営委員会の承認を経て、決算の状況を保護者に公表しなければならない。

（委任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした食材料の購入に係る代金の支払いについては、なお従前の例による。